



浜坂町・温泉町

第 5 号

平成16年4月発行

合併協議会だより



新町の名称は「浜坂」、「温泉」の2候補に!

使用料、手数料等の取扱い、公共的団体等の取扱い、補助金、交付金等の取扱い、
慣行の取扱い(儀式、式典)、福祉関係事務事業の取扱い(障害者福祉、民生、在宅福祉)を確認!
水道・下水道関係事務事業の取扱い(水道)、新町建設計画(施策①)は継続審議!!



▲新町の名称選定は、第2次選考で投票が実施され、「浜坂」、「温泉」が最終候補となりました。

3月17日に開催された第6回合併協議会で、使用料、手数料等の取扱い、公共的団体等の取扱い、補助金、交付金等の取扱い、慣行の取扱い(その2)、福祉関係事務事業の取扱い(その1)の5項目が確認されましたが、水道事業の取扱いを提案した水道・下水道関係事務事業の取扱い(その1)、まちづくりの施策を提案した新町建設計画(その4)については継続審議となりました。

また、新町の名称については、第2次選考として投票が実施され、投票の結果、5つの名称候補の中から、「浜坂」、「温泉」が、ともに10票の得票を得て、最終候補となりました。

第6回合併協議会を開催

3月17日、温泉町夢ホールで、第6回浜坂町・温泉町合併協議会(以下「合併協議会」)が開催され、報告事項2件、協議事項8件について審議が行われました。

提出事項と概要は次のとおりでした。

報告事項

報告第15号

合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について

↓承認

平成15年10月17日に締結した合併協議会規約に関する協議書について、事務局に総務係、計画係、調整係、電算・情報係の4係を配置しておりましたが、地域間による格差の是正や均衡ある住民サービスを提供することを目的として、平成16年度に2町の庁舎間や公共施設、学校間を情報通信ケーブルで繋ぐ地域インターネット整備事業を行うため、3月5日付けで、電算・情報係を、「電算係」と「情報通信係」の2係に変更し対

応することとなり、電算係に宮脇美智子係長、情報通信係に仲村祐子係長が担当になったことが報告され、承認されました。

【職員の人事異動】

平成16年3月5日付で、合併協議会事務局職員の人事異動がありました。()は前職

●電算係長

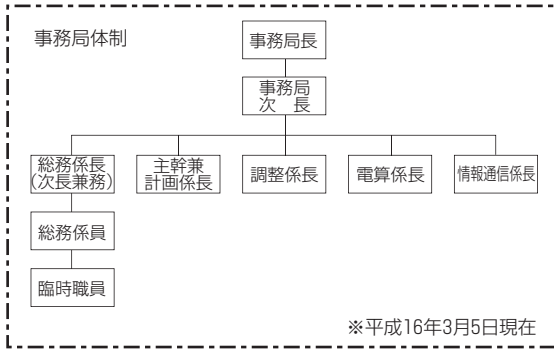
宮脇美智子

(合併協議会電算・情報係長)

●情報通信係長

仲村祐子

(浜坂町行政体制整備係長)



報告第16号

合併協議会 事務局規程の一部改正について

↓承認

前号の報告で「電算・情報係」が「電算係」と「情報通信係」に変更となったことに伴い、係の業務分担内容の変更が報告され、承認されました。

協議事項

協議第25号

使用料、手数料等の取扱いについて 【協定項目15】

↓承認

地方公共団体は、地方自治法により、行政財産や公の施設の利用について使用料を徴収すること、また、特定の者のためにその事務をする場合、手数料を徴収することができます。これらの使用料、手数料に関する事項は条例により定めなければならないため、現在、2町がそれぞれ定めている事項を新町においてどのように取り扱うか協議をしておく必要があります。

調整内容としては、第1回合併協議会で確認された事務事業調整方針に基づく「負担公平の原則」及び「一体性確

主な使用料、手数料

主な使用料、手数料としては下記のものがあり、それぞれの金額の調整は専門部会において協議・調整され、各種事務事業の取扱いで調整方針が示されます。

<使用料>

財産使用料、道路占用料(道路占用使用料)、住宅使用料(町営住宅使用料)、水道使用料、下水道使用料、小学校、中学校使用料(学校使用料)、幼稚園使用料などのほか、各公共施設の使用料などがあります。

<手数料>

税務関係閲覧証明手数料(諸証明手数料)、督促手数料、戸籍関係交付手数料、住民票関係証明手数料(住民票関係手数料)、印鑑登録証明手数料、畜犬登録事務手数料、介護保険料納付証明手数料、非農地証明手数料、屋外広告物許可申請(更新)手数料、水道等開閉栓手数料などがあります。

保の原則」の観点から、現行料金の見直しを図り、行政経費を勘案しながら、適正な料金となるように努めることが基本となります。

施設の使用料については、各施設の内容、建設年度が異なることやその使用料の額が地域に定着していることを考慮し、原則として、現行のとおり引き継ぐこととします。ただし、同一または類似する施設については、統一する方向で調整することとします。

今回の協議会では、次のとおり調整方針が提案され、協議の上、確認されました。

【確認内容】

- 1、施設の使用料については、その施設の内容、建設年度が異なり、又、その使用料が地域に定着していることを考慮し、原則として現行のまま新町に引き継ぐ。
- 2、ただし、同一又は類似する施設については、負担公平の原則及び住民の一体性の確保から、統一する方向で調整する。

協議第26号

公共的団体等の取扱いについて 【協定項目16】

↓確認

公共的団体等とは、自治会、社会福祉協議会、消防団、商工会、観光協会、農会長会、婦人会、体育協会などの公共的な活動を行う組織を指し、市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）では、合併関係市町村の区域内の公共的団体等について「合併市町村の建設に資するため必要な措置を講じるよう努めなければならぬ」、「合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、統合整備を図るよう努めなければならぬ」旨の規定があります。

現在、2町の公共的団体等は、共通の団体及び同様の目的をもった団体がほとんどであり、これらの団体については、合併市町村の一体性の確立の観点から、統合・再編に向け調整に努めます。なお、商工会や社会福祉協議会などの団体は、速やかな統合が望ましいとされながらも、地域の実情を考慮すれば直ちに統合ということにならないため、関係機関の助言や指導の下に

協議を続けていく必要があります。

また、政策的若しくは地域の特殊性による独自の団体については、設立経緯、活動内容等を配慮し、新町において、均衡が保てるよう調整する必要があります。

今回の協議会では、公共的団体等の取扱いとして、次のとおり提案され、協議の上、確認されました。

【確認内容】
公共的団体等については、

新町の速やかな一体性を確保するため、それぞれの団体の事情を尊重しながら、次のとおり統合に向けた調整に努めるものとする。

(1) 2町に共通する団体又は共通の目的をもった団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。

なお、統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。



▲浜坂町商工会
(浜坂町商工会館)



▲温泉町商工会
(温泉町商工会館)



▲浜坂町社会福祉協議会
(浜坂町福祉センター内)



▲温泉町社会福祉協議会
(温泉町すこやか〜に内)

商工会や社会福祉協議会は、商工会法、社会福祉法との関連があるため、関係機関の助言・指導のもとにそのあり方を協議し、統合に向け調整に努めます。

(2) 独自の目的をもった団体については、原則として現行のとおりとする。

協議第27号

補助金、交付金等の取扱いについて 【協定項目17】

↓確認

地方自治体は、公益上、必要がある場合には各種団体に対して補助金を交付するなど財政的支援を行っています。

現在、2町では、各種団体の趣旨や目的に応じて補助金を交付していますが、合併に伴い、従来行ってきた補助制度の内容と、これから建設していく新町の振興策との関わりや新町の財政状況など、実情把握を十分に行い、調整を図る必要があります。

具体的には、事業の目的や効果などを勘案し、公共的必要性、有効性、公平性の観点から、①行政の総合性を確保するため、同種若しくは類似の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統合を図るとともに各種施策の効率化を図る。②政策的な補助金やその地域の特殊性にかかる独自の補助金等について、従来からの経緯及び実情に配慮し、その目的、条件等

を明確にした上で、新町において公平性の観点から均衡を保つよう調整する。③公共的必要性、有効性、公平性の観点から、整理統合できる補助金等については、統合又は廃止する。以下3点により調整することとします。

今回の協議会では、補助金、交付金等の取扱いについて次のとおり提案され、協議の上、確認されました。

【確認内容】

補助金、交付金等については、公共的必要性、有効性、公平性の観点から、次のように調整する。

- (1) 同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。
- (2) 独自の補助金等については、従来からの経緯及び実情に配慮し、新町において均衡を保つよう調整する。
- (3) 整理統合できる補助金等については、統合、廃止する。



協議第28号

慣行の取扱い(その2)について
【協定項目19】

↓確認

慣行の取扱い(その2)として、慣行的な儀式、式典について提案されました。現在、2町で慣行的に行っている儀式、式典を比較すると、事業内容が同様であっても開催時期が異なるものなどがあります。

これらの行事については事

業の趣旨や目的の他、これまでの経緯や実績などを十分勘案し、統廃合及び開催方法について合併までに調整を図る必要があります。

今回の協議会では、慣行の取扱い(その2)として、次のとおり提案され、協議の上、確認されました。

【確認内容】

慣行的な儀式、式典については、合併までに調整する。

主な儀式、式典

	浜 坂 町	温 泉 町
功労者表彰式	【町功労者表彰式】 開催時期：10月1日 (5年毎の記念式典) 場所：多目的集会施設 内容：表彰式典	【町功労者表彰式】 開催時期：毎年11月3日 場所：議場 内容：表彰式典
追悼式	【戦没者追悼式】 開催時期：毎年4月10日 場所：多目的集会施設 内容：式典	【恒久平和祈念式(戦没者追悼)】 開催時期：毎年11月初旬 場所：夢ホール 内容：追悼式典、平和作文朗読、コーラス
消防団出初式	【消防団出初式】 開催時期：毎年1月6日 場所：すこやか広場 内容：式典、放水 (雨天時：式典のみ)	【消防団出初式】 開催時期：毎年4月初旬 場所：健康公園すこやかドーム 内容：式典、放水
成人式	【成人式】 開催時期：毎年春分の日(祝日) 場所：多目的集会施設 内容：式典、音楽鑑賞又は講演会、懇談会等	【成人式】 開催時期：毎年成人の日の前日(日曜日) 場所：夢ホール 内容：式典、講演会、懇談会等

協議第29号

福祉関係事務事業の取扱い(その1)について
【協定項目23・8】

↓確認

福祉関係事務事業の取扱いとして、障害者福祉事業、民生事業、在宅福祉事業の3事業について提案されました。

【障害者福祉事業】

① 障害者福祉金

障害者福祉金は、社会保障の理念に基づき、心身に障害のある者若しくは扶養する者に福祉金を支給することにより、福祉の増進に寄与することを目的として行っています。2町間では、支給額、対象者、支払方法とも相違しており、精神障害者も対象となっていないため調整が必要となります。

対応策としては、制度を平成17年度から統一することとし、温泉町の内容を基に見直しを行い、精神障害者を加えた形で調整します。

② 障害者団体

身体障害者福祉協会については、2町とも社会福祉協議会が事務局となっていますが、手をつなぐ育成会については、

障害者福祉金の概要

	浜 坂 町	温 泉 町
福祉金の種類	①知的障害者(児)福祉年金 【対象者】浜坂町に引き続き1年以上居住し、知的障害者(児)を扶養している者 【金額】15,000円/年	①知的障害児福祉金 【対象者】温泉町に引続き1年以上居住し知的障害児を扶養する者 【金額】12,000円/年
	②重度身体障害者(児)福祉年金 【対象者】浜坂町に引き続き1年以上居住している身体障害者又は重度身体障害者(児)を扶養している者 【金額】15,000円/年	②重度身体障害児福祉金 【対象者】温泉町に引続き1年以上居住し重度身体障害児を扶養する者 【金額】12,000円/年
		③知的障害者福祉金 【対象者】温泉町に引続き1年以上居住する知的障害者又は当該者を扶養する者 【金額】12,000円/年
		④重度身体障害者福祉金 【対象者】温泉町に引続き1年以上居住する重度身体障害者 【金額】12,000円/年
		⑤遺児福祉金 【対象者】温泉町に引続き1年以上居住し、遺児を扶養する者 【金額】12,000円/年

※対象者において、対象となる障害の程度は
浜坂町……身体者障害者手帳 1級
療育手帳 A判定
温泉町……身体者障害者手帳 1,2級
療育手帳 A、B1、B2判定
※受給資格の取得及び消滅などにより、1年に満たない場合は、月額計算し、支給されます。

【民生事業】

① 民生委員・児童委員

この団体は、補助金に差異があるため調整が必要となります。そのため、対応策として、組織は平成17年度から統合できると調整に努めることとし、補助金についても、組織の効率的な運営を勘案し、平成17年度から統一する方向で調整に努めます。

民生委員・児童委員は、社会福祉の増進を任務とし、地域住民の生活状態把握や要保護者への保護指導、社会福祉施設への連絡・協力など、地域の相談役として活動している民生委員・児童委員については、2町とも同一の事務であるため調整の必要はなく、現行のまま新町に引き継ぐこととします。なお、委員活動

民生委員・児童委員の状況

	浜坂町	温泉町
委員定数	28人	25人
現員数	地区担当民生 ・児童委員：26人 主任児童委員：2人	地区担当民生 ・児童委員：23人 主任児童委員：2人
委員の任期	3年 (平成16年12月1日～平成19年11月30日)	

を促進するための補助金については、平成17年度から統一することとします。

民生委員・児童委員候補者を選任するため、市町村に設置され、3年ごとの改選時や欠員があった場合に開催される民生委員推薦会については、合併後速やかに統一することとし、定数は民生委員法に規定する定数(若干人・7人以上14人以下)にするよう調整します。

「在宅福祉事業」

①在宅老人介護手当支給事業
在宅老人及びその介護者に介護手当を支給することにより、両者の精神的、経済的負担を軽減する目的で行っている在宅老人介護手当支給事業については、2町では、支給額・支給方法に差異がありますが、県の補助要綱に基づき、浜坂町の制度を基に見直しを行い、平成17年度から統一するよう調整します。

②軽度生活援助事業
高齢者の家庭にホームヘルパーを派遣して適切な家事等の日常生活を営むために必要なサービスを提供することにより、高齢者が安らかで健全な生活が送れるよう援助し、高齢者の自立と社会参加の促進を図るため浜坂町で実施している軽度生活援助事業については、温泉町では同様の事業を生活管理指導員派遣事業として行っていますが、合併に伴い、事業の名称を軽度生活援助事業として統合することとします。また、利用料及び社会福祉協議会への委託単価が異なっているため、浜坂町の事業内容を基に見直しを行い、平成17年度分から統一するよう調整します。

③高齢者生きがい活動支援通所事業
高齢者が施設へ通所することにより、高齢者の生きがいと社会参加を促進すると共に社会的孤立感の解消、介護予防及び自立生活の助長を図ることを目的として実施していますが、利用日、実施施設、利用料、委託単価に差異があるため調整が必要となります。

対応策としては、事業は現状のまま新町に引き継ぐこととし、委託単価等の見直しを行った上、平成17年度分から再編することとします。

今回の協議会では、福祉関係事務事業の取扱い(その1)として、次のとおり提案され、協議の上、確認されました。

【確認内容】
1、障害者福祉事業
(1)障害者福祉金については、温泉町の例により見直しを行い、精神障害者を加えた形で、平成17年度から統一する。

(2)障害者団体については、平成17年度から統合できるように調整に努める。

補助金については、平成17年度から統一の方向で調整する。

☆軽度生活援助事業(委託事業)

浜坂町	温泉町
①事業の名称 軽度生活援助事業	①事業の名称 生活管理指導員派遣事業
②対象者 おおむね65歳以上の者のある家庭であって、高齢者又はその家庭が高齢者の生活援助を必要とする場合。	②対象者 基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しないなど、いわゆる社会適応が困難な高齢者
③利用料 1時間未満 200円 1時間以上 30分増毎80円	③利用料 1時間未満 150円 1時間以上 30分毎80円

☆高齢者生きがい活動支援通所事業(委託事業)

浜坂町	温泉町
①対象者 在宅の概ね60歳以上の者	①対象者 町内に居住する比較的元気なおおむね60歳以上のひとり暮らし老人等で、家に閉じこもりがちな者
②利用日 週3回(月、水、金曜日)	②利用日及び実施施設 特別養護老人ホームゆむら(水、木、日曜日) デイサービスセンターもみじ(火、木曜日)
③実施施設 浜坂町高齢者生きがい施設「ユートピアはまさか」など	③利用料 1日(回) 1,000円
④利用料 1日 1,000円	

☆在宅老人介護手当支給事業

浜坂町	温泉町
①対象者 浜坂町に住所を有し、65歳以上の在宅老人で居宅において、6ヶ月以上常時臥床、または、痴呆の状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする者を介護している者	①対象者 温泉町の区域内に住所を有する、65歳以上の者であって、居宅において6ヶ月以上常時臥床の状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする状態にあるもの、又は65歳以上の者であって居宅において痴呆の状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする状態にある者の介護者
②支給額(※他事業との関連により金額は変更となる場合があります) 過去1年間介護保険のサービスを受けなかった場合は年額12万円	②支給額(※他事業との関連により金額は変更となる場合があります) 過去1年間介護保険のサービスを受けなかった場合は年額12万円

- 2、民生事業
 - (1) 民生委員・児童委員については、現行のまま新町に引き継ぐ。補助金については、平成17年度から統一する。
 - (2) 民生委員推薦会については、合併後速やかに調整する。
 - 3、在宅福祉事業
 - (1) 在宅老人介護手当支給事業については、浜坂町の例により見直しを行い、平成17年度から統一する。
 - (2) 軽度生活援助事業については、浜坂町の例により見直しを行い、平成17年度から統一する。
 - (3) 生きがい活動支援通所事業については、委託単価等の見直しを行い、平成17年度から再編する。

協議第30号

水道・下水道関係事務事業の取扱い(その1)について
 【協定項目23・12】
 ↓継続審議

水道・下水道関係事務事業の取扱い(その1)として、水道事業の取扱いが提案されました。

提案内容は、1、水道料金については、合併後5年を目途に調整する。2、加入金及び設計審査、竣工検査手数料

については、温泉町の例により合併時に統一する。3、閉栓手数料については、温泉町の例により合併時に統一する。4、水道工事指定店登録にかかる手数料については、現行のまま新町に引き継ぐ。というもので、4つの項目が提案されました。

提案に対し委員からは、浜坂町の簡易水道事業について意見があり、協議の上、継続審議となりました。主な意見は次のとおりです。

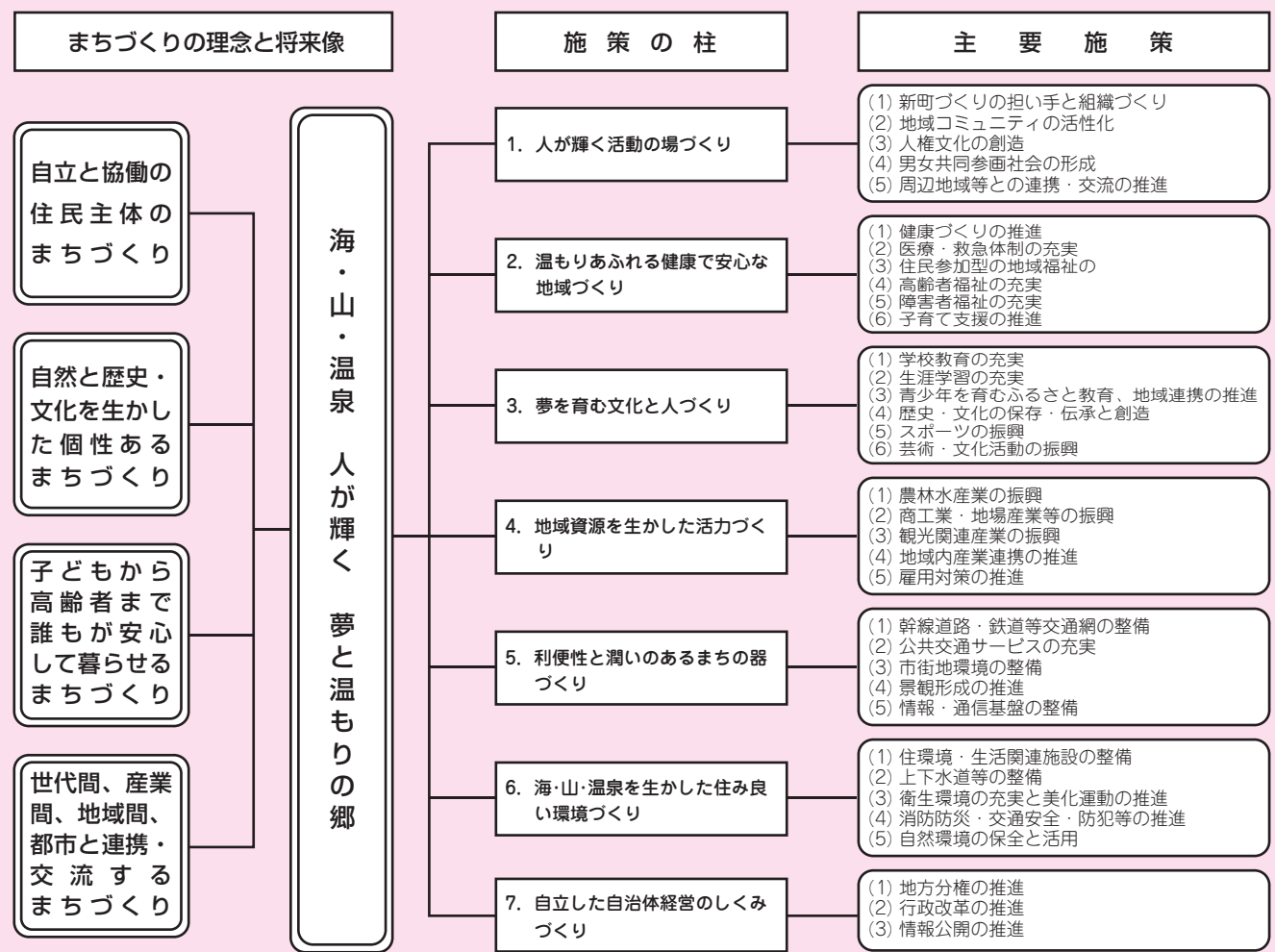
- ・水道事業は新町が管理運営する方針だが、浜坂町の簡易水道は各区が管理運営している。16年度に各区と調整することが本当にできるのか。
- ・各区が管理運営しているが、事故があったときにはどう対応するのか。
- ・浜坂町は簡易水道事業の町への移管について早期に見直しを立てるべき。

協議第31号

新町建設計画(その4)について
 【協定項目6】
 ↓継続審議

新町建設計画(その4)を協議するにあたり、2町の総合計画を基本に、まちづくり

新町のまちづくり施策体系(案)



の施策体系を6ページ図のとおり取りまとめました。今回の協議会では、新町のまちづくり施策①として、施策の柱である1、人が輝く活動の場づくり2、温もりあふれる健康で安心な地域づくり3、夢を育む文化と人づくりについて提案されましたが、協議の上、継続協議となりました。

委員からの意見はおおむね次のとおりでした。

- ・ 南への政策も大事だが、中
- ・ 四国を意識した西向きの政策も大事であるので具体的な提案をして欲しい。
- ・ 地域を担う人材育成を盛り込んでほしい。
- ・ 青年会など若者の活動に施策として手を差し伸べる必要ではないか。
- ・ 高齢化を甘く見ていないか。集落機能が果たされるか危惧している。
- ・ 高規格道路ができることにより、鳥取、豊岡に商圏を奪われはしないかと危惧している。地場産業等足腰をしっかりとしたものにする必要がある。
- ・ これまでの歴史や文化、伝統に軸足を置いて今日がある。都市的機能ばかり追求

するのではなく、田舎ならではの部分を残しておくべきである。

協議第11号（継続） 新町の名称について

【協定項目3】

↓継続審議

前々回の協議会で、新町の名称候補は5つまで絞りこまれていました。

前回はこの5つの名称について協議しましたが、今回、募集要領の選定方法に基づき、第二次選考が実施されました。

第二次選考は「各委員がそれぞれ1点ずつ名称候補を推薦し、集計の結果を参考に協議により決定する。」というもので、推薦による投票を実施しました。



▲第1次選考で選定された5候補

第2次選考結果

候補名称	票数
浜坂（はまさか）	10票
温泉（おんせん）	10票
おんせん（おんせん）	0票
湯の浜（ゆのはま）	0票
湯の里（ゆのさと）	0票

※選定順



▲開票作業の様子

投票結果は、『浜坂』、『温泉』の2つの名称が共に10票と同数でした。

名称候補が2つになったことを受けて、各委員による意見交換を行いました。平行線を辿ったため、松元議長から「第3号委員（学識経験者）」が集まっていたいただきひとつの案を出していただいてはどうか」との提案が出されました。

今回の協議会では、この提案の取扱いを協議することが確認されました。

合併協議会は傍聴できます

合併協議会は、原則として公開のため傍聴することができます。傍聴を希望される方は会場にお越しいただき受付を済ませてください。傍聴証をお渡しします。

なお、傍聴者の会議場への入場は、会議開催時間の15分前からとなっておりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

【傍聴にあたっての注意事項】

会議や周囲の人に迷惑をかけるなどの行為がある場合は、傍聴できません。また、カメラや録音器などの持込みは制限されています。なお、携帯電話については電源を切っていただくか、マナーモードにするなど会議の進行に支障のないようご協力ください。



— 合併協定項目の協議状況 —

平成16年3月末日現在

合併協定項目		協議	確認
基本項目	1 合併の方式	●	●
	2 合併の期日	●	●
	3 新町の名称	●	
	4 新町の事務所の位置	●	●
	5 財産の取扱い	●	一部
合併特例法 規定項目	6 新町建設計画	●	一部
	7 議会の議員の定数及び任期の取扱い	●	●
	8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	●	●
	9 地方税の取扱い	●	一部
	10 一般職の職員の身分の取扱い	●	●
その他の 協議項目	11 特別職の身分の取扱い	●	●
	12 条例、規則等の取扱い	●	●
	13 事務組織及び機構の取扱い		
	14 一部事務組合等の取扱い	●	●
	15 使用料、手数料等の取扱い	●	●
	16 公共的団体等の取扱い	●	●
	17 補助金、交付金等の取扱い	●	●
	18 町名・字名の取扱い		
	19 慣行の取扱い	●	●
	20 国民健康保険事業の取扱い		
	21 介護保険事業の取扱い		
	22 消防団の取扱い		
	23 各種事務事業の取扱い		
	1 議会関係事務事業の取扱い		
	2 総務関係事務事業の取扱い		
	3 企画関係事務事業の取扱い		
	4 税務関係事務事業の取扱い		
	5 住民関係事務事業の取扱い		
	6 環境関係事務事業の取扱い		
	7 保健医療関係事務事業の取扱い		
	8 福祉関係事務事業の取扱い	●	一部
	9 農林水産関係事務事業の取扱い		
	10 商工観光関係事務事業の取扱い		
11 建設関係事務事業の取扱い			
12 水道・下水道関係事務事業の取扱い	●		
13 学校教育関係事務事業の取扱い			
14 社会教育関係事務事業の取扱い			
15 電算システム関係事業の取扱い	●	●	
16 その他協議が必要な事業の取扱い			

ホームページを開設しています

浜坂町・温泉町合併協議会では、ホームページを開設しています。

ホームページでは、会議資料や会議録などを公開している他、合併に関するご意見・ご質問なども受け付けています。内容は随時、更新していきますので、ぜひご覧ください。

ホームページアドレス

<http://www.2t-gappei.jp>

会議録等は閲覧できます

合併協議会の会議録（写）及び会議に提出された文書はどなたでも閲覧できます。

ただし、個人に関する事項や会議運営に支障を及ぼすおそれがある事項は閲覧できない場合がありますのであらかじめご了承下さい。

【閲覧場所】

- ・浜坂町役場企画総務課
- ・温泉町役場総務課
- ・合併協議会事務局

【閲覧時間】

- 午前8時30分から
- 午後5時15分まで（役場閉庁日を除く）

第7回 合併協議会のご案内

日 時：平成16年4月21日(水)

午後1時30分～

場 所：浜坂町多目的集会施設

- 内 容：・水道・下水道関係事業の取扱い（その（予定） 1）について（継続）
- ・新町建設計画（その4）について（継続）
 - ・新町建設計画（その5）について
 - ・新町の名称について（継続）
 - ・事務組織及び機構の取扱いについて

※予定のため、変更となることがあります。



発 行 浜坂町・温泉町合併協議会

住 所 669-6792

兵庫県美方郡浜坂町浜坂2673-1（浜坂町役場内）

電話(0796)83-1700 FAX(0796)83-1701

E-mail soumu@2t-gappei.jp

URL <http://www.2t-gappei.jp>